

# 製糸業における雇用関係の質的变化

## The Change of the Employment Relationship in the Silk Industry

野原 建一  
Ken'ichi Nohara

### (1) はじめに

小稿では、長野県小県郡丸子町ちいさがた まるこに所在した依田社を事例としてとりあげ、その雇用関係について検討をくわえていく。その意味で、小稿のとりあげる「製糸業における雇用関係」をめぐる諸問題は、本誌前号（第10巻第3号 1989年）に掲載された「長野県における地域産業企業の成立—依田社の事例—」の補論にあたるものである。とりわけ前号で論述した「5. 労務管理」の部分を雇用関係の問題として論点をとらえかえし、検証の対象を広げて検討をふかめていくのが、小稿のねらいである。

ところで、製糸業における雇用関係の問題といえば、それは製糸労働者、つまり女工の労働条件にかかわる問題でもある。その点については、器械製糸の先進地である岡谷・諏訪地方の製糸労働者に関する研究がもっともすすめられている<sup>(1)</sup>。小稿では、前号にひきつづき、丸子町の依田社の事例を中心にしながら、岡谷・諏訪地方の雇用関係との比較をこころみたいと考えている。それによって、地域産業企業としての依田社の特質が、雇用関係よりあきらかになると思われるからである。同時に、雇用関係の特質を企業経営の視点から検討することも小稿の課題としたい。

また、小稿は史料制約から、検証の対象時期を主として大正期前後としたい。この時期は、工場法の制定が大正5（1916）年にあり、製糸業における雇用関係も変容の画期を迎えるときでもある。その変容が、製糸労働者すなわち、女工の質的变化をとまなうものなのかどうか、労働条件の

質的改善として評価できるものなのか、などを問うてみたい。それらの検証をつうじて、雇用関係の「近代化」問題もうきぼりになってくるものと思われる。

これまで製糸労働者＝女工の問題といえば、その雇用形態における前近代的、半封建的諸状況が指摘されてきている<sup>(2)</sup>。その基本的評価については筆者も異を唱えることはない。ただ、最近の研究状況では、工場法の制定、施行後、社会経済的にも、また、労働市場、労働条件の面からも、製糸労働者の雇用関係が質的变化を経ているのではないか、という議論がなされている<sup>(3)</sup>。この点が実際にはどうであったのか、労働条件の改善等が、半封建的状況から製糸労働者を解放しているのかどうか、さらにそうした状況をうむ社会経済的体制の変容があったのかどうか可能なかぎり小稿で検討してみたいと思う。

そのために、製糸業先進地帯として展開した諏訪・岡谷地方の雇用関係をひとつの典型例として検討することからはじめたい。小県郡丸子町の依田社も、諏訪製糸同盟の動向と無縁ではないからである。むしろ、「工場法」施行後は、軌を一にした雇用関係を依田社がとっている様子もうかがえるのである。そうした比較の意味からも諏訪地方の製糸業における雇用関係からみていくことにする。

### (2) 諏訪地方の雇用関係

製糸女工の雇用関係は、諏訪製糸同盟が成立して、実質的に機能する明治36（1903）年以降から

登録制度を導入、強化するなかで雇主優位の関係が確立する<sup>(4)</sup>。製糸業者たちは、製糸同盟の規約を作成し、たがいに女工を争奪することを禁止するとともに、女工の登録制を確立していくのであった。同時に、女工との契約関係は、雇用側からの一方的な片務関係をしめすものであった。その典型例をつぎにしめそう<sup>(5)</sup>。

史料 1

製糸工女契約書

今般貴殿方へ製糸工女トシテ被雇タルニ付左ノ條項ヲ取結ビ候事

- 一 明治三十六年三月一日ヲ拾貳月迄貴殿製工場ニ就業為致候事
- 一 貴殿ノ御家則確守為致候事
- 一 閉業ノ後ハ技搦ニ應ジ相当ノ賃金ヲ申受クル事
- 一 金貳円也手附金トシテ本日正ニ請取候事
- 一 此契約ヲ履行セザルトキハ手附金ノ償却ハ勿論損害金ノ豫定トシテ手附金ノ参拾倍差出可申候事
- 一 住所身分等ニ錯誤又ハ變更等在テ本契約ヲ履行セシムル能ハザルトキハ違約ト見做シ損害金差出シ可申候事
- 一 此契約ヲ履行セザルトキハ署名者一同連帯責任ヲ以テ損害金賠償可致候事
- 一 此契約ハ本人ノ承諾ヲ得テ取結ヒタル事
- 一 若シ本件ニ就テ訴訟提起ノ節ハ上諏訪區裁判所ヲ以テ管轄裁判所トスルコトヲ合意致シ置候事

縣 郡 諏訪町三百四十二

明治三十六年三月九日 戸主 水上 某

工女 水上 某

明治十五年 月 日生

保護者戸主 土橋傳吉

諏訪郡平野村

今小口村吉殿

本契約書は、工場法施行前の女工の雇用契約関係の劣位性をあますところなくしめしている。とくに、女工側が契約を履行しない場合の罰則にあたる「損害金」は「手附金ノ参拾倍」という途方もない金額を一方的に雇主が要求している点に注

目すべきだろう。本契約書では、手付金が2円だから「損害金」は60円ということになる。

次に伝習女工の契約書をみてみよう。

史料 2

製糸傳習工女契約書

縣 郡 番地

戸主

工女

歳

右之者ヲバ貴殿方へ製糸傳習工女トシテ就業為サシムベク依テ左ノ通り合意契約致候

- 一 傳習期間ハ明治四拾五年度ヨリ向ウ五ヶ年トシ毎春挽及夏挽開業中貴殿御指定ノ製糸工場ニ於テ就業為致可申候
- 一 就業中ハ御家則ヲ遵奉可為致ハ勿論尚御指導ニ随ヒ製糸業ヲ傳習ナサシメ且御家事ニ助力可為致候事
- 一 傳習期間中ト雖モ工女ノ成績ニヨリテハ傳習御家則相當ノ賃金御支拂被下候事
- 一 傳習期間中ノ賃金ハ其一部ヲ履約保證金トシテ貴殿ニ預ケ置キ傳習満期ノ曉精算ノ上受取可申候事
- 一 本契約前ニハ本工女ヲシテ他ニ就業セシムベキ契約ヲ取結ビタルトナキハ勿論何等本契約履行ヲ妨グベキ故障ハ無之候事
- 一 本契約ハ工女本人ノ承諾ヲ得タリ
- 一 本契約期間内ハ欠勤ナク服務可為致尚工女本人に轉籍其他ノ事故出来候モ必ズ貴工場ニ於テ就業為致決シテ他製糸家ハ勿論如何ナル事業ニモ従事為致申間敷候事
- 一 前各項ノ一ツタリトモ履行セズ若クハ就業ノ前後ヲ問ハズ自分又ハ工女本人ヨリ解約申入候節ハ貴殿ヨリ別ニ催告又ハ解約ノ手續ヲ要セズ違約金トシテ金参拾圓也ヲ署名者一同連帯責任ヲ以テ辨償可致候事
- 一 本契約ニ関シテ訴訟ノ場合ニハ松本區裁判所ヲ以テ管轄裁判所トナストニ合意ス  
為後日契約書仍如件

縣 郡 番地

明治四拾五年 月 日 契約人

工女

縣 郡 番地

保證人

この「製糸傳習工女契約書」は、「明治四拾五年度」と記されているが、あとで「大正二年」と修正されている。いずれにせよ、先の「製絲工女契約書」のように「工場法」施行前に作成されたものである。

本契約書の特色は、第1に、伝習期間が5年間と長期であること、第2に、その間の賃金保障がなく、ただ「御家則相當の賃金」というきわめて雇主の恣意性が強い状況におかれていること、第3に、伝習工女に対する拘束性が強く、他工場への移動が契約後は不可能なこと、第4に、解約した場合の違約金が30円という高額でもって工女を拘束していることなどが指摘できる。なお、違約金の30円であるが、本文には95円を記されたのち、修正されたものである。したがって、修正前は、実に95円という高い違約金を課していたことになる。

こうした契約関係から、封建的、かつ債務奴隷的な年季奉公契約ではないか、という見方がでてくるのである。<sup>(6)</sup>しかし、これは一方で資本主義的＝近代的労働力市場が成立していたことのひとつの反映とみることもできる。すなわち、女工を安定的に確保し、操業を維持する経営方法の一手段として女工を拘束する契約へ雇主が向かっていったものと思われる。したがって、たとえ不十分なものといえども、上記の契約書のいずれにも、「本人ノ承諾ヲ得タリ」という条項が、はいっているのである。つまり、形式的には「双務契約」の形をとりながら、雇主の一方的な労働力確保を優先した「片務契約」に実態化されているのである。

このように、製糸業者＝経営者間の女工争奪を禁止しながら、他方で、女工の工場間移動を禁止するという製糸資本家側の労働力市場に対する独占的介入が、製糸同盟の結成なのである。<sup>(7)</sup>

そこできわめて煩鎖ではあるが、行論の必要上、製糸同盟の契約書をつぎに紹介しておこう。製糸同盟は明治33年頃に成立していくが、かれら製糸資本家の意図がもっとも鮮明にでているのが、明治35年に作成された規約書であろう。この規約書は、その後、毎年改訂され、製糸資本家の経営安定化に資するための規律として独自に罰則規程をもうけたものへと発展・強化していくのである。

ここでは、明治35年というもっとも初期に作成された規約書を、煩をいとわず全文紹介し、製糸

同盟すなわち、製糸資本家の経営方針がどうであったのか、を議論する手がかりとしたい。<sup>(8)</sup>

### 史料3

#### 規約書

今般同業者協議ノ上斯業ノ發達隆盛ヲ期スル為メ相互ニ徳義ヲ重シ左之規約ヲ締結ス

第壹條 同盟者中ノ他ノ家ニ於テ前年度夏挽ニ五日以上入場シタル工女ハ其翌年迄ケ年ハ雇入ヲナス事ヲ得ズ但シ日数同ジナルトキハ最後ニ勤メタル方ニ権利アルモノトス

但前年度ニ於テ本契約者間ノ迄ケ所以上ニ入場シタルモノハ其日数ノ多キ方ヲ以テ使用権利アルモノトス

傳習工女ニ就テハ此期間ヲ貳ケ年トス

但傳習工女ハ初年ヨリ三ケ年間ヲ其家ノ傳習工女トス初年度中迄ケ所以上ニ就業シタルモノハ就業日数ノ多キ方ヲ以テ権利アルモノトス

第二條 前條ノ規約ヲ破リ若雇入就業セシメタルトキハ権利者ハ同盟者間ノ名ヲ立會人ト定メ同行請求スベシ而シテ被請求者ハ直ニ工女ヲ引渡事若本人不承諾ノ時ハ解雇スルモノトス萬一引渡ヲ肯セズ解雇セズ又ハ後日就業シタル事實ヲ發見シタルトキハ工女老人ニツキ金五拾圓ノ罰金ヲ徴収ス此罰金ノ半額ハ権利者ニ渡シ半額ハ組合費用ニ充ツ

但婚姻轉籍シタルモノハ此限ニ非ズ

第三條 同盟事務所ヲ諏訪郡平野村開明社建物ノ内元巡査特置所ノ傍ニ設置書記老人ヲ雇ヒ工男女性名臺帳ヲ設ケ新規雇入工男女ハ受付番号ニ依テ順次登録シ契約本證受附番号ヲ記入割印ヲ押捺シテ雇主ヘ返戻スルモノトス 右事務所費用ハ半額ハ登記筆數割トシ半額ハ釜數割トナス

第四條 同盟者ハ被雇者ヲシテ勤儉ノ美德ヲ實行セシムル為メニ左ノ事項ヲ確守セシムルコト

第一 工男女雇入其他送迎等ニ関シ出張スルモノハ常ニ飲酒ヲ禁ズ服装等ハ可成木綿物ヲ用ヒ特ニ羽織ハ必ス木綿ノ外着用ス可カラザル事

第二 工男女雇入又ハ其他送迎ノ為メ出張スルモノニシテ車馬ニ乗シ又ハ工男女ヲ車馬ニテ送迎セザル事

第三 工男女ヲシテ芝居興行等ヲ見物センメサル事

第五條 工男女雇入レニ付約定金ハ尅人ニ付金五円以内ヲ以テ制限トシ更ニ前貸等ヲナス事ヲ得ズ

第六條 慣行上此規約ト抵觸セザルモノハ其慣例ニ従フモノトス

第七條 同盟者間ヨリ委員拾尅名ヲ撰定シ委員長尅名副委員長尅名ヲ互撰シ此規約上ヨリ生スル紛議ノ仲裁及違約ニ対スル處分ヲナスモノトス

委員長 片倉佐一 副委員長 小口善重  
 委員 小口村吉 委員 笠原房吉  
 委員 林 瀨平 委員 林 清吉  
 委員 林 要吉 委員 尾沢福太郎  
 委員 林 國藏 委員 小口音次郎  
 委員 片倉久兵衛

第八條 此同盟ニ加入シタルモノニシテ他郡又ハ他府縣ニ同業ヲ營ムモノハ其名義ノ如何ニ不係同業者ト見做ス

但事情ノ許サザル理由アル場合ニハ委員ノ協議ヲ經テ除外例トナス事アルベシ

第九條 前条ニ違背シタル事ヲ認メタルモノハ直ニ委員長或ハ副委員長ニ通知スベシ

第十條 前各條ニ違背シ其處分法ヲ委員長又ハ副委員長ニ申出テタルトキハ委員長又ハ副委員長ハ申出ノ日ヨリ十日以内ニ於テ是レガ裁決ヲ與フルモノトス

第十條 權利工男女ニシテ其年度同盟工場ニ就業シタル事ヲ發見シ得ザル場合ト雖トモ前權利ハ消滅セズ

第十條 新規契約工男女ニシテ就業セズ訴訟ヲ提起スル場合ニハ同盟者間ニ就業ノ如何ヲ照會シテ雇主及本人ニ於テ約定金ノ請求ニ應ゼザルトキハ訴訟ヲ提起スル事ヲ得

第十條 前各條ニ違背シタルモノハ委員ノ協議ニ於テ金五圓以上尅百円以下ノ違約金ヲ出サシムル事ヲ得ル其事情ノ重キモノニ至リテハ惣會ノ決議ヲ以テ除名ノ處分ヲナス可シ

第十條 毎年十一月惣會ヲ開キ委員ノ撰挙規約其他重用ノ事項ヲ協議スルコト

第十條 本規約ハ惣會ノ決議ニ於テ更正加除スル事ヲ得

總テ惣會ニ於ケル決議ノ効力ハ出席人員ノ半數以上ヲ以テ之レヲ決ス

第十條 明治三十拾六年一月一日ヨリ實施シ有効期限ハ滿尅ケ年トス

右之通り契約シ連署捺印シタル正本貳通ヲ委員長及副委員長是レヲ保管シ謄本各尅通宛ヲ所持スルモノナリ

尾 澤 菊次郎 印

林 清 吉 印

小 松 勝左衛門 印

林 要 吉 印

林 瀨 平 印

林 源左衛門 印

林 國 藏 印

片 倉 吉五郎 印

横 内 龜三郎 印

三組小 口 善 重 印

陸 川 登喜治 印

笠 原 嘉八郎 印

濱 八 郎 印

小 口 定 吉 印

小 口 傅 吉 印

小 口 村 吉 印

小 口 吉三郎 印

合資岡谷製糸會社長小 口 音次郎 印

製糸同盟の規約書は、明治35年の秋、上記で紹介した全文16條からなる規約をもって出発しようとするが、その年の暮に再度修正し、結局、全文18條の規約をもって製糸同盟は、翌36年から機能することになる。<sup>(9)</sup>

その後、規約書は、毎年秋の総会において加筆修正され、最盛期に入った大正4年度では、全文が20章にわかれ、121條にもおよぶ膨大な規約書となっていた。当初参加した製糸業者数が、30数名であったものが、大正4年では、実に137名になった。諏訪・岡谷地方のほとんどの製糸業者が同盟に参加し、カルテル的機能をもった組織として製糸同盟は、成長していったのである。

ところで、この規約書は、先述したように、明

治30年代後半の製糸業者の経営方針が、プリミティブな形で表出している点に特色がある。

たとえば、第1條から女工に対する経営者の支配権がうたわれ、女工争奪抑制の意図が、明白にうちだされている。ここで記されている「権利」とは、経営者の女工に対する支配権を意味する。その経営者＝資本家の「権利」をあきらかにするため、第3條の姓名台帳へ記入する登録制が存するのである。

女工を特定の製糸業者に拘束するため、また、安定確保にできるだけ経費を節減するために、女工に対して厚生的、かつ、特別優遇策を講じる手だてを制限している（第4條、5條）。

一方、同盟参加者間では女工争奪違反に対して厳しい罰則を設け、同盟組織の強化をはかっている（第3條）。

このように規約書は、先にみた女工および伝習女工の雇用関係を経営者側から補強したもので、製糸同盟側にとっての「自由」な労働市場が、これによって確立したといえよう。かくて歪曲された形の労働市場が、諏訪地方を中心に展開されていくわけであるが、雇用関係は、大正期を経過するなかで一定の質的变化をしていくのである。とりわけ、「工場法」の存在は大きい。その点を小県郡丸子町の依田社の事例でみてみよう。

### (3) 依田社の雇用関係

さてつぎに紹介する事例は、大正期における依田社の工女契約書である。この当時の契約書には、必ずといってよいほど工賃前借書が付帯している。この前借書は、経営者側からみた場合、それは前貸書になる。この前貸制度以前は、どのような制度があったかという点、「製糸工女約定證」という書式のもとに一定年限の間、女工を雇用者に拘束する制度である。ここでは、あらかじめ「約定」された年限が、前もって支払われた「約定金」によって縛られてしまうことを意味する<sup>100</sup>。

この雇用形態は、近代的労働力市場が成立する前の前近代的、かつ、半封建的な形態といえる。ただ、これをもってただちに近世後期の年季奉公人と同一とみるかどうかは異論のあるところであろう。いずれにせよ、明治後期にかけての狭隘な

労働力市場を前提にした雇用形態には違いない。この「約定證」にみられる雇用関係は、明治中期から後期にかけての特色とみてよいだろう。

それに対し、これからみていく「前貸金」は、大正期から昭和期にみられる現象である。そこでは、期限を1年かぎりとし、雇用者が労働力確保のために女工に対して「支度金」という形で資金を前貸しするのである。その「前貸金」は、当該工場労働に従事することによって精算される。したがって、前貸金は、賃金の一部といってもよい性格のものである。先の「約定證」のもつ一方的拘束性の強さが、この前貸制度では希薄になっていると思われる。

しかし、だからといって、「前貸金」である以上、1年限とはいえ、雇用者と契約した以上そこに一定の拘束が生じることは否定できない。本人の同意があるにせよ、雇用者にとっては女工を縛る手段として利用されたであろう。ただ、雇用関係という視点からその内容が、大正期にはいって変質している点を例証してみたいのである。

以下、依田社の事例を紹介してみよう。

#### 史料4

##### 製糸工女契約證

県小縣郡大門村一二四番地  
戸主 羽毛田島太郎女  
工女 羽毛田いつ  
年 月 日生

右之者今般大正七年中貴殿方製糸工女トシテ就業為致候事諸約仕候ニ付テハ左ノ通り合意契約致候

- 一 就業期間ハ大正七年中トス但シ貴家ノ御都合ニ依リ休業セラルル日アルトモ異議ナキ事
- 一 本契約就業期間内ハ御指揮ニ依ル貴殿工場ニ於テ製糸工女トシテ歛勤ナク就業為致可申候事
- 一 賃金ノ儀ハ就業中ノ成績ヲ御鑑査ノ上其等級ニ應シ壹日金五錢以上金八拾錢以下ノ範圍ニ於テ年末閉業前月迄ノ分ヲ御精算ノ上年末閉業帰宅ノ際御支拂被下其残額ハ翌年一月末日迄ニ御支拂被下候事ヲ承諾致候事
- 一 本契約締結以前ニ本工女ニ関シテ他ト被備契約其他本契約ヲ妨ク可キ契約等取結ヒタルノキヲ確證致候事

一 本契約期間内ハ工女本人ニ事故出来候共必ス  
 働働セス貴殿方ニ於テ就業ヲ為製絲家ハ勿論如  
 何ナル事業ニモ從事ヲ致申間敷候事

一 本契約ハ工女本人承諾ノ上取結ヒ候事

一 本契約署名者ハ解約ヲ請求致間敷候事

一 本契約ニ違背ノトキハ其違約ヨリ生スル損害  
 ハ本契約署名者連帯ヲ以テ賠償可致候事

一 本契約ニ関スル裁判ハ貴殿所在地ノ管轄區裁  
 判所タルコトニ合意致候事

右契約證仍テ如件

大正六年十二月廿九日

長野縣小縣郡大門村一二四

契約者 羽毛田島太郎

縣 郡 村

被傭工女 羽毛田 いつ

縣 郡 村

保證人

長野縣小縣郡大門村依田社

合資會社金ト製絲場御中

#### 史料 5

工賃前借之證

一金參拾圓也

縣小縣郡大門村一二四番地

戸主 羽毛田島太郎女

工女 羽毛田 いつ

前書ノ金圓ハ自分共要用ニ付右工女貴殿工場へ  
 大正七年中製絲工女トシテ雇傭契約ヲ為シ其工賃  
 前借トシテ正ニ領収仕候處確實也然ル上ハ貴社製  
 絲工場御規定ニ則リ支給セラルル工賃ヲ以テ順次  
 御支佛致シ其年閉業ノ時迄ニ皆済可仕候萬一辨済  
 義務者別紙契約事項及ヒ本契約ニ違背シ又ハ工賃  
 ノ支給ヲ受クルコトヲ得サル場合ニハ何時ニテモ  
 御請求次第年利壹割五分ノ利息相添へ皆済可仕且  
 工女ハ右約定年内他ニ工女雇傭契約又ハ本契約履  
 行ヲ妨ク可キ何等故障無キコトヲ確證致シ尚ホ今  
 後為ササルコトヲ誓約致候

大正六年十二月廿九日

縣小縣郡大門村一二四番地

連帯借人 羽毛田島太郎

縣 郡 町村 番地

連帯借人 羽毛田 いつ

縣 郡 町村 番地

保証人

信州小縣郡大門村

合資會社金ト製絲場御中

依田社は、長野県の東信地方に位置し、諏訪・  
 岡谷の中南信地方とは、異った社会経済環境にあ  
 る。しかし、上記の「製絲工女契約證」をみるか  
 ぎり、その形式は、ほとんど諏訪地方と同じであ  
 る<sup>11)</sup>また、「工賃前借之證」も諏訪地方と変わり  
 はない。ただ、異なる点は、前借の金額が、比較  
 的依田社の方が多いことである。諏訪地方が5円  
 から10円の範囲であるのに対し、依田社の場合は、  
 30円から60円と高額である。

さらに依田社では、前借金の形式で「連帯借用  
 金證書」を出させている。これはとくに、県外の  
 女工に適用させているようである。たとえば、群  
 馬県群馬郡桃井村の女工に、50円の「連帯借用金  
 證書」を大正9年12月13日付で出させている。こ  
 の前借は翌年の契約書とセットになっているもの  
 である。しかし、現実にはこの女工は依田社の金  
 ト製糸場には入場せず、「借人逃亡、所在不明、  
 保証人貧困ニシテ取レル見込ミナシ。」<sup>12)</sup>となっ  
 ている。経営者にとって、前貸金が返却されずに女  
 工に逃げられることは、この当時めずらしいこと  
 ではなくなっている。

いずれにせよ、史料4と5を史料1と比較する  
 とき、そこに決定的ともいえる変化がよみとれよ  
 う。たとえば、史料1では、「手附金」がもりこ  
 まれ、約定が履行されない場合、その手附金の30  
 倍を損害賠償として差し出すことになっている。  
 しかし、史料4では、本人との就業契約にとどま  
 り、最低賃金も明記されている。そして、史料5  
 の前借書では、利息が明記され、双務契約関係が  
 成立していることがうかがわれるのである。した  
 がって、「製絲工女契約證」の内容に質的变化が  
 みられ、女工の雇用形態が変わってきていると思  
 われるのである。

明治中期～後期にかけての雇用契約には、かな  
 り強い拘束力をもった形態をみせていたが、大正  
 期に入ると、その拘束力は弱まり、条件つきでは  
 あるが、女工の移動が一定程度の範囲でできるよ  
 うになってきたと考えられる。

それでは次に伝習女工の雇用契約をみてみるこ

とにしょう。

史料6

製絲傳習職工契約證

長野縣北佐久郡北御牧村下出城

戸主 山田おくに長女

職工 山田はつ

明治四十年八月十日生

右之者製絲職工志望ニ付今般製絲傳習職工トシテ就業ヲ為サシムヘク御願致シ御承諾被下候ニ付テハ左ノ通り契約致候

一、契約期間ハ大正八年三月一日ヨリ大正拾年拾二月二十日迄トス此期間中毎年春挽夏挽開業ノ節ハ御通知次第何時タリトモ一日ノ遅延ナク出勤可仕候事

二、本契約就業期間内ハ御社則及御家則ヲ遵守シ御指揮ノ貴殿工場ニ於テ製絲職工トシテ故ナク敏勤セス就業可為致候事

三、賃金ノ儀ハ食費ノ外壹ケ年ハ御支給ヲ受ケサル事但シ開業閉業ノ際ノ往復旅費ハ御支拂被下候事貳ケ年目ヨリ一般職工ト同一ノ方法に依リ毎年就業中ノ成績御監査ノ上其等級ニ應シ閉業前月迄ノ分ヲ御精算ノ上年末閉業ノ際御支拂被下其残額ハ翌年一月末日迄ニ御支拂被下候事ヲ承諾致候事

但シ貴殿ニ於テ工場法施行令第三十八條ニヨリ支拂法ノ許可ヲ受ケサルカ又ハ許可ノ期間満了ノ後ハ毎月一回御支拂被下候事

四、本契約期間内ハ貴殿方ニ於テ就業為致他ノ製絲家ハ勿論如何ナル事業ニモ従事為致申間敷候事

五、本契約締結以前ニ本職工ニ関シテ他ト被傭契約其他本契約ヲ妨ク可キ契約等取結ヒタル事ナキヲ確證致候事

六、本契約ハ職工本人承諾ノ上取結ヒ候事

七、本契約ニ違背シタル時ハ其違約ヨリ生スル損害ハ本契約署名者連帯ヲ以テ賠償可致候事

八、本契約ニ関スル裁判ハ貴殿所在地ノ管轄區裁判所タルコトヲ合意致候事

右契約證仍而如件

大正七年十二月十四日

長野縣北佐久郡北御牧村下出城

契約者 山田おくに

全縣 全郡 全村

被傭者 山田はつ

全縣 全郡 全村

保證人 畑田 國司

長野縣小縣郡大門村依田社

合資會社金ト製絲場御中

この伝習女工の契約書は、史料2の諏訪地方の伝習女工のそれとくらべると、その変化が一目瞭然であろう。第1に、伝習期間が5年から3年に短縮されていること、第2に、賃金が2年目より他の一般女工と同一の賃金体系により支給されるようになったこと、第3に、工場法施行による改善がおこなわれたことなどがあげられる。

他にも違約した場合の賠償金額などが軽減化され、雇用関係における経営者の恣意性が、契約の上から排除されていることがうかがわれるのである。ただし、この契約書に記されている工女は、この年11才である。したがって、契約者は、保護者である親の名が記されている。

この「製絲傳習職工契約證」には、次にしめす「借入金証書」および、その翌年に出された「借入金証書」が附帯されてあったので、併せて紹介しておこう。

史料7

借入金証書

一金拾五圓也

右之金圓正ニ借用致候也

大正七年十二月十四日

借用主 山田おくに

全 山田はつ

保證人 畑田 國司

小縣郡大門村

佐藤戸三郎殿

佐藤 通雄殿

史料8

借入金証書

一金百圓也

前書之金百圓也正ニ請取借用候處實正也然ル上ハ左記ノ條件必ス履行致スヘク候

一 元利返済期ヲ大正九年十二月二十五日ト相定

メ當日貴家へ持参支佛可申候

一 利息割合ハ元金壹百圓ニ付壹個月金ロト相定メ〔但シ借入ノ月ト返済ノ月トハ一ヶ月ニ滿タサルモ全月分ノ利息ヲ支佛可申候〕毎年六月廿日及十二月廿日迄ニ支佛可申尤モ該期日ヲ壹日タリトモ違ヒタル時ハ借用ノ期限中ト雖モ當日ヲ以テ返済期日トシ直ニ元利金共一時ニ請求ノ出訴相成候共異議無之候

一 元金ハ勿論利息金支佛期日ヲ違ヒ出訴セラルル場合ニ於テハ訴訟費用ハ勿論延滞利息トシテ金壹百圓ニ壹日金五錢ノ割合ヲ以テ同時ニ差出スヘク候

一 本件ニ付訴訟提起セラルル場合ハ上田區裁判所ヲ以テ管轄ト定ムル事ヲ合意致候

一 元利金並ニ延滞利息支佛ニ就テル本證記名調印セン借主及保證人ハ総テ互ニ連帶義務ヲ負ヒ内一名ニテモ其不可分返済可仕候  
右ノ通り約定ノ上差入申候借用證書依テ如件  
大正八年十二月參拾日

|   |     |       |    |
|---|-----|-------|----|
| 縣 | 郡   | 村     | 番地 |
|   | 借主  | 山田はつの |    |
| 縣 | 郡   | 村     | 番地 |
|   | 保證人 | 山田 くに |    |
| 縣 | 郡   | 村     | 番地 |
|   | 保證人 |       |    |

上記の史料7の借用書は、伝習工契約時のもので、史料8の借用書は、その翌年暮のものである。また、史料8の利息が、空欄になっているが、他の「借金證書」によれば、1円と記入されており、この場合もそれが適用されているものと思われる。したがって、月1分の利息で、年利にすれば1割をこえることになる。

史料7の借金は、15円での額は、それほどでもないが、史料8は、100円と借金がはねあがっている。そして、史料8の借用書の後に、大正「十四年十二月五日調べ」という書類が付されており、そこには、次のように記されている。

「九年度

山田ハツノ

金百円也 八年十二月三十日前貸金

金三元也 小遣及米價計

金十一円十二錢也 十一月迄利子

合計金百十四円十二錢也

工賃金二十七円六十七錢也

差引貸越金八十六円四十五錢也

右利子金 也 十年一月ヨリ

十四年十二月迄 』

この史料から推すに、大正7年の借金は、返済できたが、企業から借用した大正8年の金額は返済できぬままに退場したのと考えられる。一方、企業の側も取り立てが不可能と考えたのか、以後の利息も計算しないまま放置している。経営者側からすれば、貸倒れ損金として計上したものであろう。

大正期の中頃は、生糸輸出も好調で、生産活動がもつとも活発なころである。労働力需要は、高まるばかりのときである。女工を確保するために伝習工に対しても多額の前貸金を認めざるをえない状況にあったことが、上記の史料で知りえよう。

前貸金はもちろん、伝習女工のみでなく一般女工にも多く支払われていた。依田社の前貸金は、明治後期にくらべ、大正期にはその額が3倍から4倍にはねあがっているのである。<sup>(13)</sup>「売り手市場」のなかで、かなりの制約はあるが、女工の移動は明治期にくらべ大正期には相当拡大したと考えられるのである。回収されない前貸金がでてもなお、それに依存してその額を増やすことによって女工をつなぎとめようとするのは、こうした労働力市場の変容を反映したものであろう。

#### (4) むすびにかえて

女工と経営者との雇用関係は、以上みてきたように、大正期にはって大きく変化してきた。それは諏訪地方だけでなく、東信地方の依田社の場合にも同様の変化があったのである。

依田社の場合、労働条件の改善というより、労働者を継続して確保する必要から、大正8年から9年にかけて「工女恩給金規定」および「勤績賞金規定」を定め、連続して勤務する女工をさらに厚遇したのである。

いまその一部を紹介してみる。まず、「工女恩給金規定」の第1條には、次のように記してある。「當社經營ノ工場ニ於テ壹ヶ年以上就業シ忠實業ニ服シタルモノニハ退職恩給金ヲ給與ス」とある。



恩給金は、1級、2級、3級にわけ、1級の初年目は15円、2級が13円、3級が11円となり、養成女工は3級扱いとなって2年目より恩給の対象とみなす、というものである。

「勤績賞金規定」の第1條を次にみてみよう。「勤績賞金ハ五ヶ年間引續キ毎年事業日数三分ノニ以上就業シタル者ニ給與ス

其金額ハ初年目金貳圓、二年目壹圓五拾錢、三年目金貳圓、第四年目金貳圓五拾錢、五年目金參圓、合計金拾圓トス」

このように、労働者が長年にわたって勤務、定着するために定めた規定である。依田社の場合、女工の多くが、隣接の町村の出身者でしめられているため、こうした規定により、さらに勤続年数の点で諏訪にくらべ、比較的長い女工の割合が多いのである。また、須坂地方の東行社についてもそれと同様のことがいえる。<sup>40</sup>

また、女工の年令構成をみても、依田社や東行社の場合、若年労働者（18才前後）に集中する諏訪にくらべ、20代、30代の女工も多くみられるという特色がある。<sup>41</sup>

地域産業企業としての特色が、労働力市場や雇用関係の変化にもみられる点に注目したい。依田社は、諏訪と異ってより一歩すすんで雇用関係の改善にのりだしていく。その限界はあるとしても地域産業として存続していくための経営方針の転換が雇用関係の質的变化となってあらわれたものと思われる。

（1989. 2. 20 受理）

## 注

1. 楫西光速、帯刀貞代、古島敏雄、小口賢三『製糸労働者の歴史』1955年 石井寛治『日本蚕糸業史分析』1972年 武田安弘『近代における諏訪地方製糸業発達史論』（「諏訪近現代史研究紀要、別冊」所収）1973年 瀧澤秀樹『日本主義と蚕糸業』1978年 なお今日からみれば、すでに古典ともいえるものに『職工事情』1903年、『平野村誌』1932年 山田盛太郎『日本資本主義分析』1934年 『信濃蠶絲業史』1937年などがあげられる。また、近年では、中村政則、コラード・モルテニ「製糸技術の発展と女子労働」（中村政則編『技術革新と女子労働』所収 1985

年）や拙稿「日本における『近代的』労働力市場の成立について」（「長野大学紀要」第5巻第4号 1984年）などが指摘される。

2. 山田盛太郎 前掲書 楫西光速等 前掲書
3. 西成田豊 「労働力編成と労資関係」（1920年代史研究会編『1920年代の日本資本主義』所収、1983年）本論稿において、西成田氏は「製糸業においても、同じように雇用関係の近代的再編が進んだ。手付金（前借金）を理由に、労働力拘束的な就労義務のみが明記された産業資本確立期の片務的＝隷属的雇用契約は、一連の労働保護立法によって大きく変化した」（同書 195頁）と大石嘉一郎「雇傭契約書の変遷からみた製糸業賃労働の形態変化」（『社会科学研究』第24巻第2号 1972年）に依拠しながら、雇用関係の変質を指摘している。

その論文で大石氏は、「雇用契約の形態変化」を明治30年前後、同40年前後、第1次大戦以後の3つに区分して検証し、その中でとくに、第1次大戦以後「就業案内」「就業規則」が「工場法」の影響を受け、そうした「法的規制による製糸業賃労働の近代化を認めることができる」（同論文 117頁）という評価を下している。ここでは、大石氏は、労働者の就業条件の改善を「近代化」という概念で説明されている。

しかし、この「近代化」を「資本主義化」と置きかえてみると、そのメルクマールのひとつに、労働力市場の成立があろう。製糸資本家が、製糸同盟をむすび、カルテル的行為に走るのは、自由な労働力市場成立に対する反動とみることはできないだろうか。その意味で「同盟規約」は、製糸資本家の労働力市場成立に対する対応策とも理解できる。したがって、その点から筆者は、明治後期に「近代的労働力市場」が成立した、と考えるのである。その意味でこの場合の「近代化」および「近代的」という概念をどう理解するかがひとつの問題となってくるのである。野村隆夫氏は、別の視角から「近代化」を「工業化」としてとらえ論じているが、ここではそれについて立ち入らないことにする。野村隆夫編『近代社会の成立と展開』1986年

4. 武田安弘 前掲論文 47～52頁
5. 岡谷市立蚕糸博物館所蔵文書
6. 大石嘉一郎 前掲論文 77～78頁
7. 東條由紀彦氏は、女工争奪防止と女工移動抑止を

「厳密に区別」すべきだとして次のように述べている。「前者が『企業の専制』の経営様式の維持という、『近代』的課題でもあるのに対し、後者は全社会的な労働市場の再編という、すぐれて『現代』的問題に関るからである」（「製糸同盟の女工登録制度の変遷について」『土地制度史学』第101号 1983年 37頁）という示唆に富んだ指摘をおこなっている。ここで東條氏がいう「近代」的と「現代」的の質的相違がいまひとつ不明ではあるが、女工を拘束する手段をとった製糸資本家の動向を「封建的」かつ「年季奉公的」という視点でのみ把握していない点は評価されてよいだろう。

8. 武田安弘氏は、前掲論文「近代における諏訪地方製糸業発達試論」において、製糸同盟の初期の規約書を全文紹介している（50～52頁）。本稿で紹介した規約書は、武田氏が紹介した規約書よりさらに以前に作成されたものと思われる。武田氏の規約書が、全文18条から成っているのに対し、本稿の規約書は16条から成り、条文の順序は雑で整理されていない。また、武田氏のそれは、本稿のそれを補正したと思われる文章がくわえられている。ただし、条文の内容は、ほとんど同じである。しかし、未整備な最初の規約書であるだけに、製糸同盟に参加した

製糸資本家の意図が、直載にあらわれているのではないかと考え全文をあえて紹介することにした。

9. 武田安弘、前掲論文 石井寛治 前掲書  
10. 中村政則、コラード・モルテニ 前掲論文52～3頁  
11. 大石嘉一郎、前掲論文 97頁以下に収録されている例証史料とほぼ同じ形式である。  
12. 丸子町立郷土博物館所蔵文書  
13. 拙稿 「長野県における地域産業企業の成立」（『長野大学紀要』第10巻第3号 1989年）  
14. 拙稿 「須坂の製糸労働者について」（『須高』第20号 須高郷土史研究会 1985年）  
15. 拙稿 「須坂における近代的製糸業の成立」（『須高』第22号 1981年） 同「日本における『近代的』労働力市場の成立について」（『長野大学紀要』第5巻4号 1984年）

（記）史料の調査、閲覧に際し、岡谷市立博物館および、丸子町立郷土博物館の館長、および館員の方々の協力を得たことを記し、厚く謝したい。

また、本研究をはじめ、筆者の実りすくなき地域社会経済の研究に長年の間、長野大学地域社会研究費を助成していただいたことについても深く感謝したい。